

平成28年第1回定例会 町長提案説明及び町教育運営基本方針

今年は閏年にあたり、2月は昨日29日が月末でした。世界の国で使われるグレゴリオ暦法では、閏年と平年を次のように定めています。西暦年号が4で割り切れる年は閏年、ただし西暦年号が100で割り切れる年は平年、また400で割り切れる年は閏年と。今年、4年に1度のオリンピック年、日本の活躍が期待されます。

本日ここに、平成28年第1回白川町議会を招集いたしましたところ、議員全員の参加を賜りありがとうございます。

さて、東日本大震災からまもなく5年の歳月が経とうとしています。5年前の3月11日のあの日から、私たちの生活はどのように変化したのでしょうか。被災者の人たちには大きな変化がありました。震災の被害の無い人たちの生活は何も変わらないかもしれません。しかし、心の在り方は大きく変化したはずです。「絆」という言葉の重要性も認識したはずです。

復興にあたって「私たちはここで死ぬのだ。そのためにここを復興するんだ。」という言葉が聞きました。過疎化が進む中山間地にあって、この言葉こそ重要だと考えます。これまで日本の地方の多くの方が、農林業は大変だ、子どもたちはこんなところに住むよりもいい大学を出て都会で働く方がいい、と都会に子弟を送り出してきました。その結果が少子高齢化を招いたとも言えます。過疎化が進む我が町にあって、人とのつながりを大切に、ここで死ぬという想いの人たちとほっと一息できる町にしたいと考えます。

そのためには、地域創生総合戦略を多くの町民の皆様にご理解いただき、自分自身の、また地域の課題として真正面から向き合っていただくような方策が必要だと感じております。

今年本町は、現在の白川町が誕生した昭和31年から数えて60周年という節目の年を迎えており、10月1日には記念式典を開催することとしています。気持ちを引き締め、白川町のさらなる発展をめざして、町政運営に邁進してまいります。平成28年度が白川町にとって飛躍の年となりますよう、町民の皆様の格別のご理解ご協力と、積極的なまちづくりへの参画を心からお願い申し上げます。

それでは、ただ今より、今定例会に提出しております議案の大要についてご説明申し上げます。

議第1号から議第6号までは、平成28年度一般会計予算並びに各特別会計予算であります。

それぞれの予算規模は

		本年度当初対比
一般会計	59億6,000万円	0.3%減
国民健康保険特別会計	11億5,100万円	9.8%減
簡易水道特別会計	7億4,700万円	18.4%減
地域振興券交付事業特別会計	3,140万円	同額
介護保険特別会計	10億8,600万円	5.9%減
後期高齢者医療特別会計	1億3,300万円	1.5%増
総額	91億840万円	3.9%減

としております。

ここからは第5次総合計画の施策の大綱に沿って、もう少し具体的な予算の内容についてご説明申し上げます。

(1) 人と人とのふれあいによるまちづくり

我が国の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京への人口一極集中の是正をめざして「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。本町においては、その強みでもある「ふるさと愛、あふれる人が暮らすまち美濃白川」をコンセプトとして、地方創生の目標や施策に関する基本的方向性を定めるため、「白川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、この1月に策定いたしました。

2015年から2060年までの人口の将来展望を推計したところ、現在の半分余となる4,600人との結果になりました。これを受け、総合戦略では4本の柱となる方向性ごとに施策を計画し、事業展開を行ってまいります。それぞれの施策については業績評価指標を設定しており、評価委員会において毎年度点検を行い、翌年度以降の計画について検討を重ねながら進めることとしていますので、その時々に沿った内容へと修正しながら、より良い方向へと進めることができると考えております。評価内容については、議会にも報告してまいりますので、議員各位からのご意見をいただければ幸いに存じます。

さて、昨年4月に設置いたしました移住・交流サポートセンターは、空き家バンクの運営と合わせ、住宅の補助、仕事情報の提供など、移住を希望される方の支援を行っており、今までに50件以上の相談を受け、4世帯の方が空き家に入居されています。また、サポ

ートセンターでは、町内の自然を活かした観光客誘致のため、白川町版グリーンツーリズム推進協議会として任意の団体が活動を開始しており、今後、サポートセンターのNPO法人化も視野に入れ、積極的に進めてまいります。

サポートセンターでも活躍いただいております「地域おこし協力隊」は、現在8人ですが、平成28年度から新たに4人の隊員を募集しており、様々な方面での活躍を期待しています。

総合戦略の一環として、同窓会奨励事業を行いたいと考えております。本町出身者で構成されます「美濃白川ふるさと会」は、平成28年度において設立20周年を迎え、記念事業の開催も検討されています。町外の同窓生を交え、町内で同窓会を開催いただく際に、ふるさと会の趣旨を周知いただき、会員の増加を図り、ふるさと白川の応援をいただくよう、その開催について支援してまいります。また、若い世代の方には、結婚対策の一助として、同窓会が新たな出会いの場の提供につながればと思っております。ほかにも、町内在住の既婚の女性の意見を取り入れながら「ママプランニング婚活ツアー」も計画してまいります。

(2) 緑（地域）の資源を活かした豊かなまちづくり

日本は2月4日に環太平洋パートナーシップ協定に署名をしました。これにより12カ国間での国内手続きが承認されると、協定が発行され自由に物の取引が開始されます。日本の農業分野は今後どのような展開になるのか予断を許さない状況であり、国の方針を注視する必要があると思っております。

美濃白川茶は、本町の基幹産業として長年地域農業を支えてきましたが、近年の消費減少による茶価の低迷で、茶園の荒廃、農地転用の増加、後継者不足による離農者の増加など、生産組合や栽培農家の生産意欲の低下が心配される状況となっています。去年は、地方創生事業「お茶の販路拡大策」の一つとして海外への展開を始めました。日本貿易振興機構を仲介役として事業を展開し、今年1月には農林課職員と地域おこし協力隊の隊員が協力し、東南アジアのマレーシアへ出かけ現地のバイヤーとの商談を行ってきました。数量的には決して多くありませんが、新しい販路の第一歩として契約交渉中であります。また昨年12月、東京の「おちゃらか」というお茶の専門店のオーナーであるステファン・ダントンさんに白川町で講演をお願いしたことが契機となり、販売契約を結ぶことができました。日本人にとっては新鮮な感覚となるフレーバーティーを提供するお店です。ここでは繊細なお茶の形状が人気を博し、手もみ茶が好評で高値での取引が期待されています。平成28年度も地方創生事業を活用し、東白川村と協力して美濃白川茶茶業振興協議会を

立ち上げ、日本貿易振興機構との提携、地域おこし協力隊員の交友関係や当地域の出身者・関係者の協力をいただきながら海外販路を広めていきたいと考えています。国内的には、美濃白川茶商会を中心として国内各種展示会、商談会、大都市圏や観光地のアンテナショップを利用した出店などで、白川茶のPRを進めていくこととしております。生産振興対策については、省力化のための茶園整備を積極的に進めていくなど、生産組合と協議・連携し、生産から加工までの省力化について検討を重ねてまいります。また、白川茶農業協同組合連合会やめぐみの農業協同組合も白川茶の振興に対しては大きな危機感を持っており、両者とも持てる組織力を使い営業販売を進める事を申し出ていただいております。いずれにいたしましても、基幹産業としての茶業の振興について官民関係者すべてが努力する体制が整ってきました。今後の活動を見守っていただきたいと考えております。

水田農業については、集落営農組織のうち6集落組織が農事組合法人として地域農業の担い手として活動しています。また、その他の集落営農組織も担い手としての活動を進めており、集落営農組織の意義が認識されつつあり、白川町農業の担い手としての地位を確立しています。このほか新規就農者も地域農業の担い手として「人・農地プラン」に位置付けていきたいと考えています。集落営農組織へ新規就農者を呼び込むことも視野に入れながら、白川町の農業振興をさらに図ってまいります。

経営所得安定対策における水田直接支払交付金は、平成29年度が最終年度となります。産地交付金を活用し、地域戦略作物の大豆に加え飼料用米の奨励や、振興野菜などの取り組みを進め、農業生産を推進してまいります。

黒川地区で地域の農業者が中心となって始めた農家レストランは、予約制で営業し好評を博しています。このような地域での取組を佐見地区でも行いたいとの声を受けて、レストランよりカジュアルなカフェ形式の農家カフェを「(株)佐見とうふ 豆の力」に併設し、地域の憩いの場として、また新作豆腐料理やスイーツ、地域の産物を使った料理を提供する場として整備を進めていく考えです。

有害鳥獣被害は、農業生産意欲を減退する一因であり、対策は喫緊の課題です。イノシシ、ニホンジカ、サル、カワウ等の被害は深刻です。国や町の制度を活用した防護柵、電気柵の設置事業、バッファゾーンの整備を計画しておりますが、最大の効果は駆除することにあります。白川町猟友会を中心とした駆除隊の活動を今後とも支援するとともに、猟友会の若返り、会員の維持に少しでも貢献するため、県・町の助成により若年者の狩猟免許取得を支援してまいります。

農業は依然厳しい状況が続いていますが、日本型直接支払交付金が平成27年度から法制化され、白川町の農地面積に応じて交付されることが保証されており、地域の貴重な財

源になるものと期待しております。農業を通じた地域の活動を支援するものですので、地域の声を反映するような計画づくりをお願いしていきたいと考えております。

森林面積が90%近くを占める白川町の林業振興は、地方創生の要であります。豊富な森林資源を活用する新規ビジネス、木材の新たな活用、販路拡大は緊急の課題となっております。町内林業関係者と行政、県関係者を交えた調査・研究を本格的に始動し、「東濃ひのき」ブランドの推進を図りながら、間伐材利用だけでなく皆伐を含めた森林資源の循環利用サイクルの確立をめざしていきたいと考えています。また、県との人事交流により農林課に林業専門監を配置し、林業振興計画の策定を進めてまいります。

林業、木材産業の振興につきましては、総合戦略の柱の一つとして掲げた「豊かな森林資源の活用」を念頭に、森林の多面的機能の維持・増進を図りながら、資源を積極的かつ有効に活用することを第一に、地域材の安定供給体制の確立、また木質バイオマス等の用途への利用拡大、さらには新規材料の開発など、新たな木材利用の開拓と将来に渡っての森林資源の循環に、積極的に取り組んでまいります。

平成28年度におきましても、利用期に達した町内の森林資源の有効利用を促進するため、森林組合が推進する森林施業の集約化を支援しながら、利用間伐事業の費用の嵩上げと間伐材全量搬出などの事業により、林産事業を支援し生産性の向上を図ってまいります。さらに三川藤井地内の木材市場用地の拡張や施設の改修事業を行い、地方創生の一役として林業の再生をめざします。また、再生可能エネルギーの利用促進等を目的として、県の森林・環境税を活用した「未利用間伐材搬出促進モデル事業」などにも引き続き取り組むほか、木材産業の振興と活性化を図るため、町外に建築される木造産直住宅に対しての助成制度「しらかわの家、柱50本プレゼント事業」についても引き続き支援してまいります。

森林の多面的機能の増進対策では、県の森林・環境税を活用した「里山林整備事業」による除伐やバッファゾーン整備、また平成27年度の補正予算で上程します地方創生加速化交付金を活用した循環型森林社会の計画策定などを行い、森林の健全化に努めてまいります。

「田園回帰」により地方が注目されている今、豊富な農林業資源を持つ白川町がさらに注目を集めるよう、関係機関と協議検討を進めていきたいと考えております。

観光面では、最近急増しております外国人観光客も視野に入れ、外国語版観光ホームページを立ち上げておりますが、その対応などについてはまだ準備不足の状況です。ニーズ調査を行いながら、町内各施設で対応ができるよう研究してまいります。また、国内向けの情報発信については、白川町の観光情報をSNSを使って発信いただく方に記念品を贈

呈し、ロコミによる情報発信の推進も図りたいと考えております。

「道の駅美濃白川」については、第3セクターに担当課長を配置し、新たな運営形態を検討するとともに、周辺の整備も視野に入れ道の駅再生のための計画づくりを進めてまいります。売店やレストランなどのレイアウトやデザインなど、専門家によるトータル的な指導もいただきながら、よりよい施設となるよう改善を図ってまいります。

クオーレの里では、職員の皆さんの努力と、長期の連休期間があったこと、また天候にも恵まれたことから、本年度は過去最高の来場者と売り上げになる見込みです。今後もリピーターの方が再訪いただけるよう必要な施設整備を行い、自慢できるアウトドアリゾート施設としてさらなる発展をめざしてまいります。

地域間連携の推進を目的とした「みのかも定住自立圏構想」では、第2次共生ビジョンの中で、観光協会による名古屋圏域をターゲットにした定住ツアーを実施しています。平成28年度においては、体験型、宿泊型のツアーも取り入れ、白川町の魅力を味わっていただけるよう進めてまいります。

地域経済の活性化や雇用機会の確保を図るため、小規模企業者に対する支援としましては利子補給制度を実施しております。大規模な企業進出等には過疎減免などの制度がありますが、小規模な中小企業者に対する支援制度がないため、少人数でも雇用が生まれる企業に対し応援することにより、本町への進出を促そうと考えております。また、町内の小規模企業者についても、従業員の寮の整備や不動産購入など、創業や新たな分野への進出、規模拡大などに対し支援してまいります。そのほか将来の起業を促すため、小学生を対象として商工会が主催する早期起業家育成事業を応援してまいります。

クリーンエネルギーの活用においては、「水源の里エネルギー活用推進基金」を活用し、太陽光発電設備の設置に対し支援しておりますが、平成28年度からは、省エネの観点からも太陽光発電設備と合わせて設置されます蓄電池システムの整備に対しても助成していくこととしております。また、「木質バイオマス系ストーブ等購入補助金事業」にも同基金を活用し、引き続き取り組んでまいります。

(3) 住む人みんなにやさしいまちづくり

総合戦略の中でも記述しておりますとおり、今後、人口減少がさらに進展すると、自治会や子ども会、消防団などの地域コミュニティを支える構成員も減少し、一部では従来の住民活動の維持が困難な地域も出てくるのが想定されます。大人から子どもまで住民一人ひとりが、地域の課題を「自分ごと」として捉え、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の醸成が必要となってきます。そうした気運を高めるための施策はもちろんで

すが、そうした施策と並行して、子育て支援策を中心とした「しらかわであんきに子育てあんきに暮らす」ための施策がより重要となってまいります。

第1子には10万円、第2子には20万円、第3子以降には30万円のお祝いをする出産育児給付金制度を継続するとともに、年間約2,400万円を要する3歳児から5歳児の保育料の無料化、中学卒業までの医療費全額の無料化、町内の賃貸住宅に入居する子育て世帯への財政支援などの施策も引き続き行ってまいります。

白川北保育園に設置しました白川町子育て支援センターは、多くの親子の皆さんにご利用いただいております。いつでも気軽に遊びに来られる環境を提供し、育児の悩みや不安を緩和して、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを行うとともに、教育課内に子育て支援専門監を置き、子どもの健やかな育ちを支えてまいります。

また、女性の働く場をつくるため、引き続き起業を志す女性を支援し、女性起業講座やスモールビジネスチャレンジ交付金などにより、小さな経済活動から始める事業も展開してまいります。

保健・医療の充実につきましては、町内医療機関の看護職員確保のための修学資金貸付制度の活用を進めます。今年度に策定する「白川町健康づくり計画(「がん対策計画」含む)」「食育推進計画」には、町民の誰もが取り組める健康づくりのテーマをお示しします。町内外の医療機関の理解と協力のもと、引き続き各種の予防接種事業や施設健診事業の充実に努めてまいります。

母子保健では、一般不妊治療費助成を追加、町内医療機関への小児科医師派遣助成制度を新設するほか、1歳半・2歳・3歳児健診でのフッ素塗布の追加とともに、妊婦と新生児訪問の継続で、妊娠期、乳幼児期の支援体制を強化します。

成人保健では、増えつつある糖尿病予備群を対象に、複数回の糖尿病予防セミナーを開催し、動脈硬化や血管に由来する疾患の重症化予防を図ります。後期高齢者の口腔健診を通年化し、8020達成と共にQOL(生活の質)の向上に努めます。

精神保健では、地域ぐるみで心のSOSをキャッチし、悩みを抱える人が孤立しないようゲートキーパー研修、傾聴講座を開催します。

幅広い年代の方々の健康レベルの底上げと、町民自らの気付き、町民主体の健康づくりを支援してまいります。

福祉センター「さわやか白楽園」は、開所から22年目を迎えようとしていますが、老朽化により空調設備の改修が必要になっています。白川町社会福祉協議会において、介護事業の円滑な運営のために積み立てられた基金を充当し、改修を図りたいと考えています。また、開所から21年目を迎える特別養護老人ホーム「サンシャイン美濃白川」も老朽化

による空調設備を改修する必要があり、利用者の皆様の快適な環境整備を図るため、改修に対する助成を行います。

一方、高齢化が進展する現状においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた上で、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステムの構築」をめざし、事業を推進しているところですが、さらに、医療介護総合推進法の改正により、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」が求められています。平成28年度においては、保健福祉課内に、包括支援専門監を置くとともに「包括支援係」（仮称）を設置し、社会福祉協議会や地域包括支援センターを始め、町内福祉事業所、関係団体とのさらなる連携づくり、事業体系の整理を図ります。

また、障がいのある人もない人も地域で自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現をめざし、障がい者施策の基本的な方向性を示す「白川町障がい者計画」を策定することとしていますが、さらなる障がい福祉サービス等の数値目標とサービス提供体制の充実に努めてまいります。

平成20年度からスタートした後期高齢者医療制度の保険料は2年ごとに見直されることになっておりますが、高齢化、医療の高度化、疾病構造の変化等により、医療費は年々増加していることから、後期高齢者医療連合会において保険料率が引き上げられました。保険料の均等割額は現行年額41,840円から42,690円となり、所得割率も現行7.99%から8.55%に引き上げられることとなりましたので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（4）安全・安心・便利なまちづくり

国土政策では、国土の総合的な利用と保全、調和のとれた社会資本の整備を図ることを基本としていますが、人口減少や高齢化が先行・加速する中山間地の条件不利地域では相対的に立ち後れており、社会基盤の整備や地域交通の再生・活性化は急務となっています。本町としても、地方創生の実現に向け、都市部との交流連携により共生できる社会づくりをめざす中で、まちとしての特性を活かした役割を担うべく、安全・安心な住みよい地域づくりを推進していかねばなりません。

地域の安全・安心の観点の一つに、道路をはじめとする社会資本ストックの計画的な更新、適切な維持管理があげられます。町内の国道2路線及び主要地方道5路線については、緊急活動等に支障を来すような狭小区間の改良工事や安全な通学路の整備、地域交通の活性化等、地域として必要な道路整備を推進するため、引き続き関係機関に対し積極的な要

望活動を展開してまいります。特に、継続事業であります国道256号、主要地方道白川福岡線、主要地方道恵那白川線の改良事業につきましては、着実に促進できるよう関係の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。また、町道では、法的に義務化された307の橋梁をはじめとする道路構造物等の点検結果を踏まえ、社会資本整備総合交付金事業等を活用し、老朽化対策を総合的かつ計画的に実施し、適切な施設の維持管理や更新に努めてまいります。今後、限られた財源の中で、こうした社会資本の維持更新を図りながら、真に必要な社会資本の整備を推進するという課題に対応していかなければならないため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

簡易水道事業では、将来にわたり住民サービスを安定的に継続するため、財務の健全化とインフラ更新の両立が必要であり、公営企業に準じて経営環境の変化に適切に対応し、その在り方を的確に捉えて取り組んでまいります。平成27年度から着手しました安全性強化のための基幹改良事業及び耐震化事業、また設備の老朽化に伴う更新事業、これらを主体とした第1次整備5カ年計画を着実に促進してまいります。中でも平成27年度から着工しました白川簡易水道の中川浄水場と赤川簡易水道の切井浄水場の改良工事につきましては、事業予算も大きいためさらなる経費の節減と効率的な業務の執行に努め、経営基盤の安定に取り組みながら事業進捗を図ってまいります。

環境保全対策では、健全な水循環を維持するための合併処理浄化槽の普及推進や一般廃棄物の発生抑制と資源循環の輪を広げることに重点を置き、循環型社会の形成に向けて積極的に推進してまいります。平成28年度では、ゴミ収集車を1台更新するほか、生ごみ処理機の購入に対する支援を制度化し、コンポスト容器による処理とあわせて、さらなるごみの減量化に取り組んでまいります。日常の生活の中から排出される「ごみ」は、一人ひとりが考え行動することで、大幅に減量することができますので、資源としての再利用・ごみの減量化の推進に、町民の皆様の積極的な取組とご協力をお願いいたします。

防災・減災の観点では、昨年、茨城県鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害をもたらした現状をみても、インフラ整備は万能ではなく限界があることを認識させられました。今後、災害の可能性が指摘される大規模地震、記録的豪雨等の自然災害について、事前の予防・発生時の危機管理により被害の最小化に努め、災害に強い地域づくりを推進してまいります。ソフト面と砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業・治山事業などのハード面の整備と一体となった総合的な防災対策を地域住民と連携して、防災力の向上をめざしてまいります。

平成28年度においては、ハザードマップの更新も予定しております。自助・共助の必要性が声高に叫ばれる中、今年度完成します防災行政無線の活用も含め防災訓練の在り方を見直し、防災・減災をみんなで考える機運を高めてまいりたいと考えております。ポン

プ付き積載車1台の更新をはじめとする消防機材、装備の充実はもとより、平成28年度からは新たに防災士の資格取得の支援にも取り組んでまいります。また、現在岐阜県では県防災情報通信システムの整備が行われており、市町村局整備工事費の2分の1を負担金として支出することとなっております。

防災の要として活動いただく消防団員の確保が年々厳しい状況となっている中、機能別消防団員の方々の支援が欠かせない状況となっております。消防団員を雇用し、消防団協力事業所として認定を受けた事業所については、事業税の課税の特例が受けられるという制度が新たに始まりますので、こうした制度の積極的な活用に向けたPRにも努めていきたいと考えております。消防団活動へのご理解とご協力、ご支援を心からお願い申し上げます。

公共交通の確保対策につきましては、非常に厳しい状況が続いております。路線バスとして運行いただいております濃飛バスのタイヤが、運転士不足による人的な事情もあり、4月から減便となります。4月からの減便すべてに対応することは困難ですが、町外へ通学する高校生に支障がないよう、できる限りの対応をする予定でおります。また、本町における最適な公共交通体制の整備に向け、1月に白川町公共交通会議を立ち上げました。本町の重要な公共交通機関である濃飛バスの路線は、東白川村とも密接な関係があるため、平成28年度においては、東白川村との共同による公共交通会議の開催をめざし進めてまいります。各地域により異なる交通ニーズに対応するため、少しでも町民の方々が使いやすい公共交通となるよう、皆様のご意見をいただくため地区ごとの部会も開催することとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

情報基盤の整備におきましては、町内の携帯電話の不感地域解消に努めてまいります。国の制度はあるものの、参入いただける事業者がなかなかいない状況となっておりますが、平成28年度においては、佐見の室山地域での基地局設置を予定しております。また、情報基盤の利活用事業として、クオーレの里、道の駅などを中心として、観光面での無料無線通信設備、W i f i（ワイファイ）の整備を行いました。引き続き平成28年度は、役場庁舎、町民会館においても整備を行い、利用者の利便を図ってまいります。

定住施策としての「水源の里住宅取得支援事業」は、本年度から中古住宅の取得や改修についても対象としておりますが、平成28年度は、新たに新婚限定の中古住宅家賃、改修費の助成を行い、転出抑制につなげたいと考えております。

(5) 白川を愛し、たくましく心のあったかい人を育むまちづくり

教育運営の基本方針につきましては、のちほど額額教育長から詳しく申し上げますが、

施策の主なものについて私からご説明いたします。

児童生徒の減少により白川北小学校の3・4年生と5・6年生、佐見小学校の3・4年生と5・6年生のほか、白川小学校の2・3年生も複式学級となります。主要教科については、学年ごとの指導ができるよう引き続き講師を確保するとともに、特別に支援の必要な児童生徒のための講師や支援員についても、実情に応じて人員配置を確保してまいります。

学校施設については、白川北小学校体育館床研磨塗装修繕工事や佐見中学校体育館雨漏り修繕工事など、緊急を要するものから順次修繕を行い学校の環境改善を図ってまいりますとともに、老朽化により使用出来なくなっていた和泉の教職員住宅については周囲の環境に配慮し、取り壊すこととしております。

昭和40年以来、町内の子どもたちに安全で安心な給食を提供しております学校給食センターの運営につきましては、議員の皆様とともに調査・研究を進め、検討委員会を立ち上げ関係者の意見集約を進めてまいりましたが、より安定的な給食の提供に資するため、一部の作業を民間に委託するための準備を進めたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。施設については建築して22年が経過し、今後大規模な改修が必要となるため施設改修計画を策定するとともに、19年間使用した配送車1台の更新を予定しております。

生涯学習・生涯スポーツの振興においては、公民館活動や文化活動において合併60周年をすべての町民で祝うための事業を展開することとしております。また、スポーツの振興では、体育協会、スポーツ少年団、チャオ白川スポーツクラブの3団体の効率的な連携と将来の在り方について先進地視察など調査、研究を進めてまいりましたが、新たなスポーツ団体の設立に向けて準備室を設けることとしております。さらなるスポーツ振興を図るため、清流国体記念運動公園「大野台パーク」の一層の有効利用を図ってまいりたいと考えておりますので、積極的な利用と運営についてご理解とご協力をお願いします。

まちの宝である子どもの数は年々減少する傾向にありますが、「ふるさとを愛し、たくましく心のあったかい人づくり」に力を注いでまいります。JRを利用する高校生への通学支援につきましては、助成額を3万円に引き上げ町内に在住しながら通学する高校生を応援してまいります。また、奨学金を活用して大学等へ進学された方が、卒業後に町内に居住していただいた場合に、奨学金の返還に対し助成をする、「地域人材ふるさと定着促進事業」、Uターン応援についても引き続き行ってまいります。

(歳入)

以上で、歳出予算の説明を終わり、続いて、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

まず、町税につきましては、平成27年度当初予算に比べて700万円、0.7%増の9億5,500万円を、地方消費税交付金につきましては、4,300万円、34.4%増の1億6,800万円を見込みました。

地方交付税につきましては、昨年の国勢調査に基づく人口減の影響を見込み、1億1,000万円、4.5%減の23億2,000万円を、分担金及び負担金では、福祉センターの空調設備改修事業に伴う社会福祉協議会からの負担金等により、前年より4,579万円増の5,480万9千円を計上しました。

国庫支出金では、地方創生推進交付金911万円、道路維持及び道路新設改良事業のための社会資本整備総合交付金2億553万円や、臨時福祉給付金交付のための補助金5,920万円等により、前年とほぼ同額の5億5,074万余としておりますが、それ以外に今年1月に成立した国の補正予算に伴う地方創生推進事業等を前倒しして行うため、3月補正予算案に関連事業経費と、その財源として国庫補助金1億775万円を計上しております。

県支出金では、林道整備事業の増加等により451万円、0.7%増の6億3,946万9千円を、財産収入では、上佐見地内の国道256号バイパス整備に伴う町有財産売払収入等により3,320万円増の5,024万5千円を計上しました。

繰入金では、地域振興基金からの繰入金4,100万円、産業振興基金からの繰入金2,000万円、財政調整基金からの繰入金1億円等により、前年より666万円、3.9%減の1億6,355万円を計上しております。

町債につきましては、簡易水道施設整備事業、林道整備事業、道路維持修繕事業、防災対策事業、過疎地域自立促進特別事業などに交付税措置で有利な過疎対策事業債を4億8,000万円予定したほか、交付税不足分を補う臨時財政対策債を1億7,000万円計上し、2,150万円、3.2%減の6億5,000万円としております。

次に、その他の議案の大要について説明いたします。

承第1号と承第2号は、専決処分しました件について承認を求めるものであります。承第1号は、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、昨年改正しました白川町税条例についてさらに改正が必要となり、専決処分により所要の改正を行ったものです。承第2

号は、長年「固定資産評価審査委員会委員」としてご尽力賜っておりました藤井健全様がこの1月急逝されましたので、その後任について承認を求めようとするものです。

議第7号から議第19号までは、条例の制定及び一部改正であります。今定例会においては、条例の制定2件、一部改正11件についてご審議いただくこととなります。

議第7号は、役場新庁舎の整備に向けた財源に充てるための基金について、議第8号は行政不服審査法の改正に伴い設置が必要となります行政不服審査会について、それぞれ条例を制定しようとするものです。

議第9号は、組織の事務分掌の見直しに伴い「白川町内部組織設置条例」の一部について所要の改正をしようとするものです。

50年ぶりに大幅な見直しが行われた行政不服審査法の改正に伴い、本町においても多くの例規の見直しが必要になっております。先ほどは審査会の制定について述べましたが、「異議申立て」から「審査請求」へ一元化されたこと、審査請求期間が延長されたことなどから、関係する条例、規則、訓令等の改正を進めてまいります。今回上程しております議第10号、議第19号の「白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例」と、「白川町消防団員等公務災害補償条例」の一部改正につきましては、この行政不服審査法の改正に伴うものです。

議第11号及び議第12号につきましては、地方公務員法及び学校教育法等の改正に伴い「白川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」と「白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」について、議第13号につきましては、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」について、それぞれ引用条文や調整率等の改正の必要が生じたので、所要の改正をしようとするものです。

議第14号及び議第15号は、特別職職員及び議会議員の期末手当と、職員の給与等について、人事院勧告の内容に準じ、必要な条例改正をしようとするものです。議第16号は、介護保険法等の改正に伴う地域密着型通所介護の創設等について、議第17号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う基準の見直しについて、それぞれ関連する条例について、所要の改正をしようとするものです。

議第18号は、老朽化しました町営住宅「佐見団地」の用途廃止に伴い、住宅管理戸数に変更が生じたので、「白川町営住宅条例」について所要の改正をしようとするものです。

議第20号は、中濃地域農業共済事務組合「郡上支所」の事務所の位置の変更と、「可茂支所」の廃止に伴う規約の一部変更について、組合を組織する市町村の議会にあらかじめ

議決を求めるものです。

その他、議第21号は、過疎地域自立促進特別措置法の再延長の期限である平成32年度までを計画期間としました白川町過疎地域自立促進計画の策定について、議第22号は、クオーレふれあいの里をはじめとする6つの施設に係る指定管理者の指定について、議第23号・24号については、町有財産の無償貸し付けについて、それぞれ議決を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

(補正予算)

議第25号は、平成27年度一般会計補正予算、議第26号、議第27号はそれぞれ国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計補正予算であります。

一般会計では、4,760万円を減額して補正後の予算総額を61億500万円とするもので、その主なものは、国の補正予算に伴う地方創生事業として、白川茶の販路拡大・産地強化事業と循環型森林社会構築事業に取り組むため1億1,670万円を、自治体のサイバーセキュリティ強化事業として2,536万円をそれぞれ追加したほか、人件費を1,219万円減額、国民健康保険特別会計繰出金を5,486万円追加、簡易水道特別会計繰出金を3,044万円減額、道路維持修繕事業を5,000万円減額するなど、各事業の実績見込みにより調整するとともに、国県補助金や基金繰入金、町債等の財源調整をいたしました。

国民健康保険特別会計では、医療費の増加に伴い一般被保険者診療報酬に7,500万円を追加したほか、決算見込みにより各科目の調整を行い、総額2,500万を追加して補正後の予算総額を13億640万円に、簡易水道特別会計では、施設維持管理費、施設建設改良費等の事業実績見込みに伴い、6,640万を減額し、補正後の予算総額を8億4,910万円とするものであります。

以上、平成28年度における行財政運営の基本方針と、あわせて私の所信の一端を表明させていただき、今議会に提出いたしました諸議案の概要について説明してまいりました。また、審議の過程ではさらに詳細な補足説明もしながら、議会審議をお願いしてまいります。

何とぞ、議員の皆様のご活発なご審議をお願い申し上げるとともに、提案しております諸議案に対しご理解とご承認を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、白川町議会第1回定例会開会の町長説明とさせていただきます。

白川町教育運営の基本方針

教育運営の基本方針について、説明いたします。

平成27年10月1日より、本町では新しい教育委員会制度が始まり、第一回の白川町総合教育会議を11月20日に開催しました。

町長が招集したこの会では、白川町教育大綱が承認されました。これは、平成23年度に策定した白川町教育振興基本計画を基本的に踏襲するものです。

そこでは、

『白川町の「宝」は、「人」と「自然」であり、命の源となる「水」と「空気」を創り出すことである。私たち人間が生きていく上で、かけがえのないものを提供する山や川、そして、田畑がある。白川町は、自然の恵みがあふれる「水源の里」である。』と特色を規定しています。

つまり、白川町が「水源の里」として、いつまでも自然が豊かで、美しく、住む人が元気で、あったかい町であるように、まちづくりの目標とする将来像を「水源の里の恵みいっぱい 活力みなぎる人たちが暮らすまち 美濃白川」としました。

教育委員会は、基本目標にある『白川を愛し、たくましく心のあったかい人を育むまちづくり』の実現をめざします。

これは、白川町の未来を担う子どもたちが、自分のまちに誇りと愛着をもち、自然や文化、人との交流を楽しみ、人の気持ちが分かり、常に向上心をもって行動する、たくましい人づくりをめざすものです。

また、地域の歴史・文化を保存し、伝承し、誰もがいつでも学べる環境をつくって、生きがいつくりや社会参加の促進を図るとともに、スポーツ団体の支援や指導者の育成を行って、町民の心と体の健康増進を図れる環境づくりをめざすものです。

このように心のあったかい白川町民の育成や、白川町の魅力を活かした教育や地域活動が育めるようにしていきたいと考えています。

保育園においては、安心して子育てができる環境をつくるために、通常保育の他、低年齢児保育、障がい児保育、延長保育、子育て相談、子育て支援センター事業等を実施します。

学校は、知育・徳育・体育・食育で、調和のとれた人間味のある、心身ともにたくましい子どもを育成するために、学校・保育園・家庭・地域が協力し、「少人数のよさを活かした教育」や「福祉教育」、「ふるさと教育」「インクルーシブ教育」を推進します。

地域においては、集落の維持、活性化を図るために、公民館活動などを通じて、地域活

力の原動力となり、地域やまちづくりに関心をもって行動するきっかけとなる活動などを実施します。

また、各地域に残る祭りや伝統文化を継承し、他地域の人とのふれあいによって、白川町の魅力を再認識し、まちに対する誇りや愛着を醸成するなどして、白川町の宝物や魅力を発掘します。そして、地域文化、郷土芸能等の保存・活用を図りながら、住民の意識を高め、地域間交流、各種イベントを通じた地域活性化が図れるよう、文化資源の把握と活用に努めなければならないと考えています。

生涯学習などでは、個人の意欲に応じて、自己実現できる機会をつくることによって、自信と生きがいもてるようになります。人生それぞれの時期に応じた文化活動や、学習の場と機会を提供していくとともに、自主活動のための組織づくりを行ったり、講座や教室の講師、指導者の育成を図ったりする必要があると考えております。

社会体育は、各種スポーツ団体が白川スポーツクラブという組織のもとに一本化され、住民が何らかのスポーツに親しめる環境が整備されてきました。生涯にわたり、一人1スポーツを推進すると同時に、その指導者を確保したり、育成したりすることが必要です。

平成27年度町内小学生のスポーツ団体加入率は、約70%で、ほぼ例年並みではありますが、めざすは加入率90%です。

白川スポーツクラブの法人化に向けた検討に入りたいと考えております。スポーツや文化活動を通して、心を豊かにする取組を積極的に推進し、白川町を誇りに思い、心のあつたかい人を育てていこうと思っております。

平成28年度は、この教育振興基本計画の後半期に入ります。前半を振り返りつつ、後半期は、白川町の教育の次なる在り方を考えていくこととなります。

教育委員会は、平成27年11月に、学校運営協議会規則を制定しました。これは、地域の皆様に学校を支えていただいたり、将来の教育の在り方を考えていただいたりする仕組みです。平成28年度末までに、各地域で準備いただき、平成29年度から全町すべてで動き出せるようにしたいと思っております。立ち上げの準備ができたところから、動き出していきたいと考えております。

この協議会で、地域の皆様が、子どもたちの教育について、議論を深め、意見集約を図りながら、地域の理解と協力、そして、コンセンサスづくりが進むことを期待しています。

さて、総合教育会議で承認されました教育大綱には、平成23年度に策定した白川町教育振興基本計画にある次の三つの柱を踏襲しました。

一つ目は、『0歳から15歳までの一貫教育の仕組みと内容の創造』、二つ目は、『存在感あふれる白川の子どもを育む保育園・学校の創造』、三つ目は、『子どもの豊かな成長に貢献できる家庭や地域社会の創造』です。

この実現に向けて、平成28年度も、今までと同様に一層努力していきたいと考えております。

今まで行ってきました一貫教育に関わった取組は、

- 1) 保小中をつなぐ子ども発達支援システムの運用
- 2) 小中兼務発令で複式授業解消と教科専門指導の推進
- 3) 小中合同による地域を巻き込んだ行事活動の推進

また、さらに発展させていきたいと思っておりますのは、

- 1) 中学校複数校兼務で免外を解消し教科専門指導を充実
- 2) 地域を巻き込んだ学校行事やふるさと活動の推進
- 3) 白川町スポーツクラブによるスポーツ環境整備
- 4) 社会性などを育む複数校による集合学習の充実
- 5) 集合学習を点から線、そして面にする学校間TV会議の運用

です。

白川町は、インクルーシブ教育に関わる文部科学省の事業を二つ受託し、平成26・27年度と研究実践を重ねてきました。この実践は、日本LD学会で発表しました。また、文科省主催の『合理的配慮普及推進セミナー』において、パネラーとして白川町の発達支援の取組を発表してきました。それは東京会場と大阪会場で開催され、全国からあわせて千人を超える参会者がありました。

それ以外に平成27年度は、二つの国の事業を受託しました。

一つは、平成27年度から3年間にわたって実施する文科省事業『人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業』です。

これは、テレビ会議システムで、教育の質の維持向上を図る検証事業です。小中学校8校や楽集館をテレビ会議システムでつなぐことができます。このシステムは、それ以外にも、町外にある大学や高校、県立図書館、他県の小中学校などとも結ぶことができます。田舎にあって、国や県などの公共施設のない本町は、このシステムによって、居ながらにして、遠隔地にある関係者と双方向の通信が可能となります。12月には、町長室から町内の小学校の6年生に、町長のまちづくりについての話を放映し、それを聞いた子どもたちは、1月に白川町議会議場で行われた子ども議会で質問をするという社会科の勉強を行いました。4月には、イタリアのピストイア市に派遣する子どもたちとも通信実験をする

予定です。

小規模校では社会性が育たないとか、田舎だから県や国の公共施設が利用できないといったことが指摘されています。そういったハンディキャップを解消する一つになってくれることを期待しております。

二つ目は、平成27年度から3年間、佐見小中学校において、文科省から『少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業（小規模校を存続させる場合の教育活動の高度化）』を受託しました。

これは、タブレット端末PCを一人ひとりに与え、少人数であることを最大限に活かした教育活動の高度化を推進する研究です。本町が進めている、授業のユニバーサルデザイン化に関わる授業研究につながるものです。

町内の小中学校は、少人数の学校であるために、誰もがリーダーになれます。体育の授業などでは、タブレット端末PCで映像を映しながら、フォロワーへのアドバイスなどを行っています。社会科では資料を端末画面に貼り付け、それを考察しながら課題追究をしています。数学では、図形データを端末画面に貼り付けて、その画面に書き込みを入れながら、証明の筋道を考えたりしています。理科では、顕微鏡の映像をパソコンに取り込んで、資料作成をしたりしています。このように教育の高度化を図る取り組みです。

これからの時代に生きる児童生徒にとっては、有効ではないかとの考えに立った国の事業を受託しました。

さて、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日施行されます。

これは、小中一貫教育を目的とした新たな学校制度です。

この改正の趣旨は、学校教育制度の多様化や弾力化を推進するために、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として加えるというものです。

改正の目的は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すというものです。この学校は、施設一体型と施設分離型の2種類があり、新築または増築する場合は、国がその経費の二分の一を負担するというものです。

こういった国の動きを見据えながら、地域の教育の在り方について、学校運営協議会で十分に検討いただき、教育委員会に要望をあげていただければと考えております。

最後にあたり、水源の里の恵みいっぱい 活力みなぎる人たちが暮らすまち 美濃白川

に生まれ育つ子どもたちが、白川をこよなく愛し、たくましさや心の温かさをもって、将来の白川町の担い手となってくれることを願い、白川町の教育行政を着実に推進していきたいと思っております。

何とぞ、議員の皆様を始め、町民の皆様のご理解とご支援をお願いし、私からの説明を終わります。